

誰でも通園利用規定  
令和7年度版



社会福祉法人昭友会  
浦和あかつき保育園

## 第0条<前置き>

令和7年度の実施は試行的事業となり、年度途中でも変更となる事項が発生する可能性があることをご理解ください。

## 第1条<対象>

1～2歳児（3歳を迎えた子の利用不可）とします。

\*保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所に在籍していないこと。

\*キャッシュレス決済の可能な方。不可能な方は利用できません。

## 第2条<受け入れ人数・定員・上限利用回数>

定員は各日4名とします。

\*利用上限はお子さま1人につき10時間/月となります。

## 第3条<実施日・期間>

実施期間は5-2月とします。

実施日は当園設定日(月・火・金曜日\*カレンダー参照)とし、月10日程度とします。

\*繁忙期(10・11・12・1月)は実施できない日があります。

\*3・4月、祝日、年末年始期間は実施しません。

## 第4条<利用時間>

原則9:00～15:00 \*但し利用開始時間は9:00-11:00とします。

11:01以降のお預かり開始は不可とします。

\*予約時間に遅れて登園しても職員配置の都合で費用の変更はありません。

## 第5条<申込方法>

行政によるシステムが完成するまでは、申込は当園HPからのメールのみで受け付けます。先着順とします。

## 第6条<申込書類>

初回面接時に当園担当者からご説明のうえ、

「利用申込書兼確認書」

「こどもの記録」

「当園指定の誓約書」

に面接時にご記入いただき、お預かりします。

※各書類の提出が無い方、空欄がある方は利用できません。

## 第7条<料金>

利用料金は300円/1時間。

住民税非課税のご家庭は 60 円/1 時間。生活保護家庭は不要。  
減免対象の方は、証明書をお持ちください。

#### 第 8 条＜徴収・費用＞

朝おやつ 50 円・給食 250 円・コット布団 50 円  
延長料金は 300 円(1-60 分)となります。

**\*徴収料金は住民税非課税家庭・生活保護家庭の方もかかります。**

#### 第 9 条＜延長料金＞

- ・利用時間を 1 分でも超えた場合は 1 時間分の追徴となります
- ・**月 10 時間を超えて利用された場合の延長料金は 30 分 1,000 円です。**

#### 第 10 条＜お支払い方法＞

1. お迎え時のお支払いとなります。
2. キャッシュレス決済のみとなります。
3. 現金のお預かりはできません。

#### 第 11 条＜利用手順＞

**※行政による予約システムができ次第、そちらに移行します。※**

- ① 初回はお電話のみで受け付け  
2 回目以降のご予約はメールによる受け付け or 降園時
- ② 初回面接日の設定
- ③ 初回面接と体験保育（初回のみ・母子或いは父子）1～2 時間程度とし、初回の費用は 300 円-600 円(初回原則 2 時間以内)。
- ④ 2 回目以降、保護者様は支度が終わり次第～お戻り・お帰り。
- ⑤ 終了時刻にお迎え～お支払い
- ⑥ **2 回目以降のご利用時間はお子さまの負担を考慮し、段階的に時間を延ばしていくことが好ましいかもしれません。面接時の相談により時間を決定いたします。**

#### 第 12 条＜食事の提供＞

昼食給食(完了食のみ)や朝おやつ、麦茶の提供あり。  
ミルク・離乳食の提供は無し。

**\*食物アレルギーのあるお子さまへの食事の提供はできません。**

#### 第 13 条＜服装＞**※すべてにご記名ください。**

動きやすく着脱しやすい服装・靴でお越しください。  
ロンパース不可。

第14条＜持ち物＞※すべてにご記名ください。

- ・印鑑(初回) ・母子手帳(初回)

以降毎回

- ・着替え1組(Tシャツ・ズボン・肌着)
  - ・おむつ(時間に合わせ3-5枚程度)・廃おむつは園で処分します。
  - ・汚れもの袋2枚(汚れた服を入れます。)
  - ・帽子(ゴムひもつきのもの)
  - ・食事用エプロン口拭きタオル\*昼食を取るお子さまは2枚ずつ。
  - ・午睡用バスタオル(2枚)
  - ・キャッシュレス支払に必要な物(クレカ・スマホ類)
  - ・減免対象者証明書
- ※不備がある場合は受け入れ不可。

第15条＜保育実施場所＞

原則2階遊戯室で実施します。

状況により1歳児用保育室～2歳児用保育室とする場合があります。

第16条＜保育実施方法＞

遊戯室実施時は保育士1-2名を配置し最大4名で活動します。

保育室実施時は在園児合同で活動し、人数により保育士を配置します。

第17条＜保険＞

在園児と異なり、スポーツ振興共済には未加入のため、施設賠償責任保険のみ適用が可能。当施設の責任でケガをさせた場合にのみ適用可能。保護者様が不足と感じる際は各ご家庭にてご加入いただく必要があります。

第18条＜緊急時の対応＞

発熱や体調変化、怪我などが発生した際は、利用申込書に記載の連絡先に連絡を入れます。

緊急性のある場合には救急車を使うことがあります。

※保護者様は必ず連絡が取れるようにしておく必要があります。※

第19条(実施の中止・変更)

顕著な悪天候や災害時などの安全確保が難しい場合、保育園内で感染症児が多く衛生確保の困難な場合、保育士数が絶対的に不足する日、大行事の準備等の保育園側の事情で中止・変更とすることができます。

## 第20条（当制度利用禁止事項）

下記のような症状がある場合はお預かりをできません。

- ・ 37.5度以上の発熱があるとき。
- ・ 下痢・嘔吐があるとき。
- ・ 明らかに体調の悪いとき。
- ・ 同居者に第5類以上の罹患者がいるとき。
- ・ お預かりする当日・前日に頭をぶつけたとき。
- ・ その他、安全にお預かりできる状況にないとき。

## 第21条（個人情報取り扱いについて）

「児童福祉法」および厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施を目的として以下の範囲内で厳重に利用いたします。

1. 園児募集並びに入園に関する業務
2. 保護者様との連絡に関する業務
3. こどもの保育に関する業務
4. こどもの記録管理に関する業務
5. こどもの健康状態把握に関する業務

## 第22条（その他）

この規定上に無い事項が発生した場合には、利用者の意見に耳を傾けたうえで、施設長・主任・担当保育士・理事長で事項解決にあたる。必要なら専門家に相談する。

以上